

## 建築工事における快適トイレの設置に関する特記仕様書

令和4年2月

(適用)

第1条 この仕様書は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する場合に適用する。

(快適トイレの仕様)

第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、第1号に示す機能を満たし、第2号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第3号に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。

(1) 快適トイレに求める機能

- ア 洋式便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

(2) 付属品として備えるもの

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ウ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- エ 鏡と手洗器
- オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様及び付属品

- ア 室内寸法 900×900mm以上（面積ではない）
- イ 擬音装置（機能を含む）
- ウ 着替え台
- エ 臭気対策機能の多重化
- オ 室内温度の調整が可能な設備
- カ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(快適トイレの設置)

第3条 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、機能、設置期間及び設置基数等の詳細について、監督員と協議しなければならない。

2 受注者は、設置する快適トイレが前条第1号に示す機能を満たし、同条第2号に示す付属品を備えるものであることを示す書類及び費用の見積書を提出しなければならない。

(実績の確認)

第4条 受注者は、快適トイレに関する支出内容の分かる資料を提出し、監督員の確認を受けなければならない。

2 受注者は、施工中においては使用する快適トイレの写真撮影を行い、前項の資料に含めて監督員に提出しなければならない。

(設置に要する費用)

第5条 快適トイレに要する費用については、当初設計には計上しないものとし、最終の契約変更確定時において、従来品相当額のトイレ費用(10,000円/基・月)との差額について、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とし、共通仮設費に積み上げ計上する。

2 前項の規定による費用は、男女別で1基ずつの2基まで計上できるものとする。ただし、使用する快適トイレが男女別一体型の場合は、これを2基とみなす。

3 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。